

保護施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第32号

保護施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

保護施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第19条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第16条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第375号。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第19条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第16条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第375号）に定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p>

(1)～(4) (略)

(職員の配置の基準)

第22条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 栄養士

(7) (略)

2 (略)

(生活指導等)

第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(作業指導)

第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 (略)

(1)～(4) (略)

(職員の配置の基準)

第22条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 栄養士又は管理栄養士

(7) (略)

2 (略)

(生活指導等)

第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項及び第6項を除く。）の規定を準用する。

(作業指導)

第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の個別支援計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項第6号及び第22条第1項第6号の改正は、令和7年4月1日から施行する。